

駐車許可申請の手続き

根 拠 法 令	○ 道路交通法第45条第1項 ○ 鹿児島県道路交通法施行細則第8条	
許可の種類	① 駐車許可証 ② 短時間駐車許可証 ③ 人の生命又は身体の保護のため緊急やむを得ず駐車する必要がある場合の駐車許可	
許可の要件 (※上記、許可の種類①、②、③に共通)	駐車許可を受けようとするものが、下記のいずれにも該当すること。	
	申請日時	1 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。 2 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。
	申請場所	1 駐車禁止の規制が実施されている場所であること。 2 駐車により交通に危険を生じ、又は通行を著しく阻害する場所でないこと。
	駐車に係る用務	1 公共交通機関の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難であること。 2 5分を超えない貨物の積卸し、その他駐車違反とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務であること。 3 道路使用許可に規定する行為を伴う用務でないこと。
	駐車可能な場所の有無	次に掲げる範囲内で、路外駐車場などが存在せず、又はその利用が困難と認められる場合。 ア 長大な貨物の荷卸しや、傷病で歩行が困難な場合における用務先の直近。 イ その他の車両にあっては、用務先からおおむね100m以内。
必要な書類 (上記、許可の種類①又は②)	① 駐車許可申請書又は短時間駐車許可申請書 ② 自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面 ③ 見取図（駐車しようとする場所及びその周辺が確認できる見取図、地図等） ④ 場所一覧表（下記に該当する場合） 日時場所が特定されたものであって ・複数の場所に連続的に駐車することとなるもの ・特定の場所に反復継続して駐車することとなるもの ⑤ 用務を疎明する資料 介護事業者における指定通知書の写し、訪問介護サービス計画書など ⑥ その他審査に必要な資料の提出を求める場合があります。 ※ 駐車許可申請は、それぞれ2部必要となります。	
	許可の要件	人の生命又は身体にかかる事案に緊急に対応する必要がある場合及び上記許可の要件に同じ。ただし、許可時間は、許可開始の時刻からおおむね8時間以内の必要な時間とし、以後引き続き許可が必要な場合は、駐車許可の申請を行って下さい。
		・ 自宅療養患者に対する応急診療（医師、歯科医師、

緊急やむを得ず 駐車する必要がある場合の許可	許可の用務例	看護師等) ・体調不良、不慮の事故による怪我等のため行う応急訪問介護（介護士等） ・精神疾患患者の緊急収容（保健所職員等） ・児童虐待に関する立入調査、臨検、搜索等（児童相談所職員、自治体職員等） ・在宅医療患者、終末期医療患者等の容体急変に立ち会う必要のある家族等 など
	申請要領	口頭（警察署窓口、電話、FAX）による申請を行ってください。審査を受けた後、警察署から通知された事項 ① 警察署名 ② 許可番号 ③ 許可日時 ④ 許可時間 ⑤ 注意事項及び許可条件 を記載したA4サイズ程度の紙面に車外から判読できるように記載し、車両前面の外部から見えやすいところに掲出して下さい。
受付期間等	受付時間：月曜日から金曜日（休日、年末年始を除く。） 受付期間：8時30分から16時30分まで ※ 12時00分から13時00分の受付については、申請先の警察署へお尋ねください。 ※ 緊急やむを得ず駐車する場合を除く。 ※ 申請から許可証の交付まで日数を要する場合がありますので、申請先の警察署へお尋ねください。	
受付窓口	駐車しようとする場所を管轄する警察署の交通課又は幹部派出所へ申請してください。 ※ 幹部派出所の取扱いについては、幹部派出所が管轄する場所に関する申請のみが対象となります。 ※ 警察署又は幹部派出所の管轄については、「警察署の管轄について」をご参考ください。 ※ 「短時間駐車許可申請」は、交番又は駐在所での申請が可能です（ただし、申請先の交番又は駐在所管轄内に関する申請に限る。）。その場合は、交番・駐在所に備えつけの申請書1通に記入してください。 ※ 交番・駐在所の管轄については、申請先の警察署へお尋ねください。	
手数料	無料	
問い合わせ先	○ 鹿児島県警察本部交通部 交通規制課企画許可係 （電話 099-206-0110 内線 5172、5173） ○ 各警察署の連絡先：ホームページをご参照ください。 （「ホーム」→「手続・申請」→「各種様式」→「車庫証明・駐車に関する様式」→「◆警察署の管轄について」）	